

住民側 裁判長は、すばらしいことを言ったが、国側の見解は？

国側 訴訟との関連に限って駆明する。

このようなやりとりの後、住民側は用意してきた書面（6頁以下参照）の陳述に移る。

住民の立場から原発の経済性の無さを告発したユニークな書面。西園寺さんが約1時間をかけ、原発が伊方の住民に多くのマイナスを与えたことを事実に即して訴えた。

その後、次回を3月13日ときめて閉廷。

年賀状（つづき）

明けましておめでとうございます。

昨年はチェルノブイリ原発事故にはじまり、チェルノブイリ原発事故に終りました。

しかし今年も、チェルノブイリが与えた被害はますますひどくなり、チェルノブイリが決して終ったのではなく、これからが原発撤去に向けての正念場になると思います。

伊方においても、史上最悪の事故による放射能が降りそそぎ、その事故のさ中の5月、伊方3号炉の設置を許可するという通産省の暴挙に対して、県下をこえた住民が3号炉に反対して異議申立てをしました。

原発撤去の斗いは大河のごとく流れ、原発撤退は夕陽のごとく落ちてゆく。

今年もご支援をよろしくお願ひいたします。

伊方原発反対八幡浜市民の会 平井盛重

文字通り、世界を席巻したチェルノブイリ原発事故による放射能は、ソ連・ヨーロッパを“死の地域”に陥し入れ、日本列島もまた地球のかなたからの放射能に恐れおののきました。と同時に、この二度と味わうわけにはいかない恐怖の代償と引きかえに、反原発の声は世界で、日本で、これまでとは比べもの

にならない規模で広がり浸透しています。

しかし残念なことに、私達は、この反原発の声を未だ十分な“力”として確保・育てていません。今年は、一号炉最高裁判決が予想され、三号炉も異議申立て棄却・提訴（恐らく年末頃）という事態を迎えることは十分に予測できます。

この困難な局面をマイナスとするかプラスとするかは、一に、このソ連事故で呼び覚ました多くの人々を、どう具体的な“力”としてまとめていけるかどうかにかかっている、といつても過言ではないと思います。

断じて成せば、鬼神もこれを避く一の決意で、共に進みましょう。

2号炉取消訴訟原告、3号炉異議申立て人

近藤 誠

会計報告（'86.12/1～12/24）

収入

会 費	170,000
ニュース購読料	153,000
カンバ	20,000
コピー代金	8,120
計	351,520

支出

ニュース印刷費	16,000
振替手数料	1,200
郵送料	9,260
資料費	23,210
ゼロックス・リース料	14,300
2号炉公判援助費	30,000
計	93,970
差引	25,755
積立金合計	92,926

伊方訴訟ニュース

第161号

1987年1月15日

伊方原発訴訟を支援する会 連絡先530 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル

藤田法律事務所 06-363-2112 口座大阪3-48780

2号炉訴訟第28回公判

国側お粗末な書面をようやく提出

住民側は事実に即して原発無用論を展開

12月12日、年末のいそがしい中を、8名の原告と地元の人たち、それに、松山はじめ東京、大阪、高松からの支援の人たちが法廷に入る。

法廷では、まず国側が、当日付の準備書面を陳述。原告住民側から何度も要求されていたチェルノブイリ原発事故に関する国側の見解。「本件原子炉はチェルノブイリ原発のような事故を起さない設計だから、本訴訟の

支援の皆さんへの年賀状

謹賀新年

御社健にて新春をお迎えのことと存じます。本年も何卒よろしくお願い申上げます。

私達反原発運動を始めてより18年間の歳月を経過致しました、其間全国同志の皆さんから物心共に長期間励まされながら今日に至りました。一方、権力者そして推進者からは種々批判されながら、苦斗の連続であることを否定出来ない事実がありました。

申上げるまでもなく、私達運動の原点は、一貫して原子力発電の危険性を訴え、「子孫に不安を残すな」と、正に先輩のお言葉通りと己の確信に従い、真実一路邁進して参りま

審理の対象の安全審査とは何の関係もない」という主旨の、たった13頁の書面（2頁以下参照）。しかも、2ヶ月前に「参考」というわけのわからない形で裁判所に提出していた、原子力安全委員会の第1次「ソ連原発事故調査報告書」を、「証拠」に格上げして提出し直すという不手際さ。それを気にした裁判長と国側、追及の住民側との間で、以下のよう応酬が交された。（以下9頁に）

した。今日では、日本の原子力発電又世界の原子力発電所は堂々と運転することは絶対出来ない、許されない現実を見ても、私達の主張、行動は間違っていたことが証明されたと考えるものであります。

私達は然し、主権在民大衆の代弁者として運動を休むことは許されません。多くの同志の皆さんと団結して、明日に向って人類そして全生物と共に生きる道、眞の心豊かな社会を造り上げるため頑張りたいと念願致します。

一層の御支援頂きますよう年頭に当り訴えものであります。

昭和62年元旦

伊方原発反対八西連絡協議会 広野房一
(以下10頁に)

2号炉訴訟

被告(国側)準備書面(二〇)

(1986年12月12日提出)

原告らは、昭和61年6月6日付け準備書面及び同年9月10日付け準備書面において、同年4月26日ソヴィエト連邦(以下「ソ連」という。)ウクライナ共和国チェルノブイル原子力発電所(以下「チェルノブイル発電所」という。)の4号炉(以下「チェルノブイル4号炉」という。)において環境に大量の放射性物質が放出された事故(以下「チェルノブイル事故」という。)の発生をもって本件安全審査が不合理であったことが明らかになった旨主張するが、被告は、本準備書面において、チェルノブイル事故の発生が何ら本件安全審査の合理性を左右するものでないことを主張する。

一、チェルノブイル事故の概要

1. チェルノブイル発電所の概要

チェルノブイル発電所は、ソ連ウクライナ共和国の首都キエフの北方約130キロメートルに位置する発電所である。同発電所では、チェルノブイル事故の発生時において、ソ連が独自に開発した、黒鉛を減速材とし、軽水を冷却材とする黒鉛減速軽水冷却沸騰水型炉(定格熱出力320万キロワット、定格電気出力100万キロワット)が四基運転中であり、今回事故を起こしたのは、そのうち昭和59年3月に運転を開始した4号炉である。なお、さらに二基の同型式のプラントが建設中であった。

チェルノブイル4号炉の主要な設計上の特徴は、①燃料及び冷却材を収納する縦型の燃

料チャンネルを有する炉であり、②ジルコニウム被覆管に収納した二酸化ウラン製の燃料棒を円筒状に束ねた燃料集合体を使用しており、③燃料チャンネル間には減速材としての黒鉛ブロックが存在し、タービンに蒸気を直接供給するいわゆる再循環方式の沸騰水型炉であるということである(別図参照)。

これらが、全体として原子炉の特徴を決定しており、ソ連によると、①原子炉圧力容器が不要なため製造が容易なこと、②複雑で高価な蒸気発生器が不要なこと、③運転中の燃料交換が可能なこと等が優れた点であるとされているが、問題点としては、この炉は、定格出力の約20パーセントを下回る状態では、反応度出力係数(注1)が正となるということである。また、炉心の出力分布を安定させるために複雑な制御システムを必要としている(乙第24号証2ないし5、7ないし9、59ページ)。

2. チェルノブイル事故の概要

チェルノブイル事故は、チェルノブイル4号炉において、発電所外部の電源が喪失してタービンへの蒸気供給が停止した後、タービン発電機の回転慣性エネルギーがどの程度発電所内の電源需要に応じることができるかという実験(乙第24号証39ページ)を実施中の昭和61年4月26日午前1時23分ころ発生した。

以下、チェルノブイル事故の経過を時間を追って述べることとする(同号証40ないし45ページ参照)。

(一) 実験計画によれば、右実験は、原子炉が熱出力70ないし100万キロワットの状態で実施されることになっていた。同年4月25日午前一時、運転員は、実験計画に

従って、定格熱出力320万キロワットで運転中のチェルノブイル4号炉の出力の低下操作にとりかかった。同日午後1時5分、原子炉出力が定格熱出力の2分の1である160万キロワットとなった状態で2台あるタービンのうち1台のタービンを送電系統から切り離した。実験計画によれば、出力の低下をさらに続けるはずであったが、給電担当からの要請により、その後、約9時間にわたって原子炉の熱出力が160万キロワットの状態で運転が続けられた。

(二) 同日午後11時10分、運転員は、出力降下の操作を再開した。その後、運転員が出力制御系の操作手順を誤ったため、原子炉の熱出力を3万キロワット以下に低下させてしまった。

(三) 翌26日午前1時、運転員は、原子炉の熱出力を20万キロワットにまで回復させたが、キセノンの毒作用(注2)の進行等の理由により、これ以上の出力上昇は困難であった。原子炉の出力は実験計画で決められていた値を下回っていたが、この出力で運転が継続された。

(四) 同日午前1時3分及び7分、これまで既に作動していた6台の主循環ポンプに加えて、さらに主循環ポンプを1台ずつ起動させた。この主循環ポンプの追加起動により炉心を通過する冷却材流量が増大し、これによって右炉心内の冷却材に占める蒸気泡(ボイド)の体積割合(以下「ボイド率」という。)が減少するとともに、気水分離器内の蒸気圧力が低下し、気水分離器内の水位は非常レベル以下になった。このような状況においては原子炉が自動停止してしまう可能性があるため、運転員は気水分離器内の蒸気圧と水位に関する安全保護信号の回路を切った。

また、同日午前1時19分、運転員は、気水分離器の水位の低下を防ぐため、気水分離器への給水を増加させたところ、低温の冷却水が気水分離器を介して原子炉内に流入したため、炉心におけるボイド率が減少し、負の反応度が加えられた。そこで正の反応度を加え、原子炉の出力を維持するため、自動制御棒及び手動制御棒が相次いで引き抜かれ、これによって反応度操作余裕(注3)が少なくなった。

気水分離器の水位が上昇してきたため、同日午前1時22分ころ、運転員は、給水流量を急激に低下させたが、この結果、炉心に流入する水の温度が上昇し、ボイド率が上昇した。

同日午前1時22分30秒、反応度操作余裕が運転規則で定められた原子炉の緊急停止を要する値となるまで少なくなっていることが発見されたのにもかかわらず、運転員は、原子炉の運転を継続させた。

(五) 同日午前1時23分、原子炉は、熱出力20万キロワットの運転状態にあって、原子炉の状態を示す各種データは一応安定した値を示していた。同日午前1時23分4秒、運転員は、タービン発電機の蒸気停止加減弁を閉じ、実験を開始した。タービンの蒸気停止加減弁が閉じられ、タービンへの蒸気流が絶たれたため、タービンの回転数が低下し始め、それに伴い、タービン発電機を電源としていた給水ポンプ及び主循環ポンプの機能が低下した。そして、気水分離器内の蒸気圧及び循環水の温度が上昇するとともに、冷却材循環流量が低下し、炉心内におけるボイド率が上昇した。この結果、正の反応度が加えら

れ出力が上昇し始め、反応度出力係数が正のため出力の上昇は加速された。

(六) 同日午前1時23分40秒、運転員は原子炉緊急停止ボタン(AZ-5ボタン)を押したが、原子炉の出力の上昇を抑制することができず、この結果、多量の蒸気発生、燃料過熱、燃料損傷、破損した燃料粒子による急激な冷却材沸騰、燃料チャンネル内の急激な圧力上昇、燃料チャンネルの破壊、そして最終的には、原子炉が損傷するとともに原子炉建屋の一部が破損し、環境に大量の放射性物質が放出された。

3. チェルノブイル事故により放出された放射性物質による影響

チェルノブイル事故が発生した昭和61年4月26日から同年5月6日までの間、同事故により損傷を受けた原子炉から環境へ放出された放射性物質(放射性希ガスを除く。)は、5月6日時点に換算して5,000万キュリーであり、これは、原子炉に内包されていたものの3ないし4パーセントに相当するものと推定されている。一方放射性希ガスは、ほぼ100パーセントが炉外に放出され、その放出量は同様に5,000万キュリーであると推定されている(乙第24号証63ページ)。

チェルノブイル事故により同年8月21日現在203名が急性の放射線障害を被り、31名が死亡した。また、チェルノブイル発電所周辺では住民約13万5000人が退避したとされている(同号証78、105ページ)。

二、チェルノブイル事故の原因と本件安全審査との関

ソ連は、チェルノブイル事故の経過、原因、被害の状況等について、昭和61年8月ウィーンの国際原子力機関(IAEA)本部

で開催された専門家会合において公表するに至った。この公表によりチェルノブイル事故の内容についてはかなり明らかになったものの、チェルノブイル4号炉に係る安全設計思想の詳細等未だ不明確な部分も見受けられ、現段階ではなお今後に待つ部分もあるが、ソ連によりこれまで公表されたところによれば、チェルノブイル事故は、チェルノブイル4号炉が定格出力の約20パーセントを下回る状態では反応度出力係数が正となる、すなわち固有の自己制御性がなくなる設計となっていたため、この状態での運転の継続が運転規則により厳しく制限されていたにもかかわらず、それに違反して、原子炉の出力が定格出力の約20パーセントを下回る出力状態で運転を継続し、さらにこの状態で実験を強行して不安定な原子炉に擾乱を与えたためボイドが発生ないし増加したことにより原子炉の出力が急激に上昇し、その出力上昇を抑制できなかったことにより生じたいわゆる反応度事故である。

ところで、本件原子炉は、本件安全審査において、基本設計方針に関し、すべての出力領域で反応度出力係数が負となる自己制御性を有しているため、ボイドの発生による出力の上昇は起こらない設計であることを確認している(乙第一号証9ページ(3)d、乙第四号証20ページ12、同号証23ページ2・3・1)ので、この点において本件原子炉とチェルノブイル4号炉は基本的に異なる設計となっている。すなわち、チェルノブイル事故の要因となった前提条件が本件原子炉ではそもそも存在しないことを確認しているので、チェルノブイル事故が発生したからといって本件安全審査の合理性が何ら左右されるもの

ではないのである。

原告らは、チェルノブイル事故の発生をもって本件安全審査が不合理であったことが明らかになった旨主張するが、既に繰り返し述べてきたように、原子炉設置許可処分に際して被告が行う原子炉等規制法24条1項4号要件適合性の審査の対象となる事項は、本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項に限られる。したがって、他の原子力発電所で発生した事故の内容が原子炉設置許可処分の取消訴訟における論点となり得るためには、事故発生の事実や事故の内容を単に一般的、抽象的に主張するだけでは不十分であって、当該事故の要因が本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る安全性を確認した被告の判断の合理性を左右するものであることを具体的に明らかにして主張されなければならないことはいうまでもない。しかし、原告らの主張は、チェルノブイル事故の原因と本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針との関係を具体的に触れた上で行われているものではなく、単に事故の事実関係を羅列するのみであり、いわば右事故が発生したという事実のみをもって本件安全審査が不合理である旨主張しようとする極めて非論理的な主張といわざるを得ない。

なお、原告らは、チェルノブイル事故に関して、本件安全審査において炉心溶融を仮定しない災害評価は不当である旨(昭和61年6月6日付け準備書面第二ないし第四)主張するが、被告準備書面(五)で既に主張したとおり、原告らの主張は、災害評価の意義を曲解するものであり、失当である。

(注1) 反応度出力係数

反応度出力係数とは、原子炉の出力の増減に伴い、原子炉に加えられる反応度(核分裂反応の増減の程度を表す数値)。反応度がちょうど零であれば核分裂反応は一定に保たれ、正であれば核分裂反応は時間と共に増大していく、負であれば核分裂反応は時間と共に減少していく。また反応度の絶対値が大きいほど、核分裂反応が増大したり、減少したりする程度は大きい。)の変化の割合を示す数値である。原子炉の出力が増加したとき、原子炉に正の反応度が加えられ、出力がさらに増加する場合を、反応度出力係数が正であるといい、負の反応度が加えられ出力が減少する場合を、反応度出力係数が負であるという。

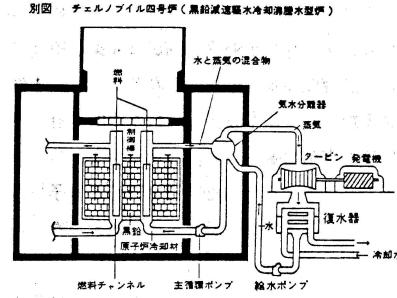
(注2) キセノンの毒作用について
核分裂生成物のうち、キセノン135は、中性子を吸収しやすい物質である。キセノン135の原子炉内での濃度は、出力降下後、約10ないし12時間にかけて最も高くなり、原子炉を臨界に保つ上で支障となる。これをキセノンの毒作用という。なお、乙第二四号証41ページ等では、「ゼノンの毒作用」と表現されている。

(注3) 反応度操作余裕について
原子炉の緊急停止の必要が生じたときには、緊急停止信号の発信により制御棒が挿入され、十分な負の反応度を加えて原子炉を停止させる。しかし、制御棒が一定の長さ以上炉心に挿入された状態でなければ、負の反応度が効果的に投入されないという特性を有するため、制御棒の挿入速度が速い場合は、緊急停止信号の発信後速やかに必要な負の反応度が投入されるが、チェルノブイル4号炉では、本件原子炉と異なって、制御棒の挿入速度が炉心

の長さに比して遅いことなどそのため、各制御棒があらかじめ一定の位置まで挿入されていなければ、緊急停止信号が発信されても速やかに必要な負の反応度を投入することができない。

反応度操作余裕は、この制御棒の挿入状態による緊急停止能力を示す概念であり、緊急停止信号が発信された時に、制御棒が最も効果的に負の反応度を加えることができる位置にある場合を基準にして、この制御棒に換算して何本分に相当するかで表される。したがって、反応度操作余裕が少なくなるということは、緊急停止能力が低下するということを

意味する。なお、反応度操作余裕の考え方は、 Chernobyl 4 号炉に特有の事項であり、本件原子炉には関係のないものである。



2 号炉訴訟

原告準備書面

(1986年12月12日提出)

目次

- (一) はじめに
- (二) 伊方原発の進め方に経済性はなく、犯罪性をおびているといわざるを得ない。
- (三) 地元住民に伊方原発による経済性はない。
- (三) ノ一 伊方原発で農業も漁業もできなくなる。
- (三) ノ二 伊方原発周辺の市や町の人口は減りづけている。
- (三) ノ三 伊方原発の事故に私たちの保険は役に立たぬ。
- (三) ノ四 地元住民は危険で高くつく伊方原発の電力を使わされている。
- (四) 四国四県の住民（消費者）に伊方原発はいらない。必要で安全なものなら電力を

多く費う松山や高松へつくれ。

- (四) ノ一 伊方原発がなくても四国の電力設備は余っている。
- (四) ノ二 四国四県の住民に危険で高い原発の電力をなぜ押付ける。
- (四) ノ三 省エネルギー政策はまちがっていない。資源の浪費は日本の将来を危うくする。
- (五) 伊方原発の経済性が悪化すれば、安全性がおろそかになる。
- (五) ノ一 本件伊方2号炉は、Chernobyl原発の大事故を教訓にするどころか反省もしない。
- (五) ノ二 定期検査を怠りにせず、損傷が見つかぬか見つかっても黙っているのではないか。
- (五) ノ三 原子炉等規制法を形骸化する。
- (六) むすび
- (七) 評明を求める事項

(一) はじめに

さきのスリーマイル島原発、又、こんどの Chernobyl 原発のような大事故が、本件伊方2号炉及び1号炉においても、いつ起こるかわからないので、設置許可の取消しを求めて裁判をつづけているのである。

そうなれば、経済性の議論どころではなく、それ以前の問題であるが、今日、伊方原発が事故を繰りかえしながらでも、まあまあの状態で運転している段階において、果たして原発に経済性があるのか。絶対にあり得ないということを、強く訴えたいのである。

さて経済とは、その昔より、「最少の経費を以て、最大の効果をあげる。」ことであるといわれてきた。たしかにこのことは経済の原点というべきであるが、しかしながら、私らのように田舎に住んでいようが、どこに住んでいようが、今日では、憲法の定めるところ、基本的人権が保障され、健康にして文化的生活を営む権利を有しているのであるから、個人であれ、企業であれ、昔ながらの儲けのためには手段をえらばぬやり方で、私たち住民の権利を阻害してはならないことはいうまでもない。

しかば、ここでいう経済性とは、個人や企業が行うところの経済活動が社会的合理性があり、且、又、一定の収益性が確保できるかどうかということである。

このことを具体的にいえば、四国電力株式会社（以下四国電力という）が、愛媛県西宇和郡伊方町大字九町に、本件伊方2号炉及び、さきにつくられた伊方1号炉、さらに建設中の伊方3号炉において、電力を作り供給する事業に、経済性があるのかどうかということ

である。

しかし、それは単に四国電力の経済性に止どまらず、伊方原発がこの地へやってきた一千年以上も前から、ここで営々と暮らしをたててきた地元住民の経済性、さらに四国四県に居住し、好むと好まざるとにかかわらず、四国電力から電力の供給をうけている消費者でもある住民の経済性、さらに広く国民経済に及ぼす影響、等を検討し、正しく評価しなければ伊方原発の経済性を論じることはできないのである。

そして一般的な商品ならば、消費者に選択の自由があるが、電力だけは、その設備の設置から末端の販売に至るまで、すべて政府の許可によって、四国電力が独占的に管理しているところから、四国電力の欠点なり誤りは、即政府の欠点や誤りとなって責めを負うべきである。

それから本件裁判は、伊方2号炉を対象にしたものであって、1号や3号に言及するのはおかしいと思われるかもしれないが、伊方原発は、設置許可こそ別々に行なわれたが、立地条件、機械設備、運転管理、送電設備など複合しあっており、事実上は分離できないものであり、周辺に及ぼす被害についても重複しているのであるから、伊方原発全体として意見を述べることが適当である。

(二) 伊方原発の進め方に経済性はなく、犯罪性をおびているといわざるを得ない。

昭和56年3月11日付の愛媛新聞（甲十六の一号証）によると、時の環境庁長官、鯨岡兵輔氏は、高知県窪川町の町長リコール成立にからみ、「電力会社が、金をバラまいて

住民を納得させようとしているのは許せない。金を出せばなんとかなるというやり方は根本的に間違ったやり方で、人間の品性にかかわる問題だ」といった。

原発を積極的に推進している自民党に所属し、しかも現職の閣僚が、あれだけ強く四国電力を批判するのであるから、余程目に余ったのであろう。このようなやり方は、伊方原発においても窪川以上であるが、これはあとで述べることにする。

昭和53年6月9日、私たち原告が提出した訴状に「公害対策基本法では、政府は常に、公害に関する知識の普及、公害防止を高揚する義務を課しているが、原子力発電所の公害が、他の公害と比較できないほど大きいことを思えば、原子力委員会は常に、原子力発電所がもたらす被害についても、公正に教育啓蒙を行うべきにもかかわらず、四国電力らが行う、マスコミを通じての巨大な安全宣伝、物見遊山をかねた原子力発電所の視察旅行のみまかせて、自らの責任では何もすることなく、住民に対し間違った知識をあたえ、判断を誤らせた責任はきわめて大である。」ときびしく指摘している。

原子力委員会等は、当ぜんの事ながら、伊方原発のように、地域住民に対し、重大な悪い影響をあたえるものを造るときは、原発のよい面ばかりならべて宣伝するのではなく、むしろ悪い面の資料も出して、住民の判断を求めるべきである。又、民間企業とはいえ、四国電力が誇大に安全宣伝を行い、そのうえ金品をまいて住民を惑わせたことは許されべきではない。

四国電力のこのような行為に対し、伊方町も、県も、国も、咎めるべきものを、逆に助

長さえしてきたことは、地元において、放射能公害の前に、ゼニの公害がきたといわれるほど悪い風潮をつくり出してきたのは行政の責任でもある（甲十六の二号証）。

さて反対住民に対し、伊方原発の賛成派とみられる人達から、「もっとどんどん反対してくれ」と、はげまされて戸惑うことがある。理由を尋ねると、反対が強ければ強いほど金がとり易いからというのである。こうした風潮は地元住民だけでなく、地元の自治体や経済団体にもひろがっており、特に伊方町では、原発の協力金で、町に不相応な施設がつくられたり、町民には俗に原発手当といわれる金が渡されている。又、町会議員のほとんどが、四国電力から酒食のものでなしをうけていたことも報じられているが、これらは氷山の一角といわれ、伊方原発と金にまつわる話はいっぱいにある（甲十六の三号証、甲十六の四号証）。又、県においても、四国電力に金を出させ、公園や文化施設等を作っているが、四国電力が金を出すのは、「原発は安全」といしながら、原発反対住民を押える手段であり、事故のときの黙らせ料だといわれている。

こうした四国電力に対する自治体の行為は、地元住民の公序良俗を乱しているだけでなく、公正な立場で伊方原発を監督しなければならないにもかかわらず、馴れ合いとなり癒着してしまう恐れさえあるといわれている。

そのよい事例として、昭和61年4月29日、伊方町の福田町長は、あの切尔ノブイリ原発の大事故にあたり、NHKの質問に対し、事故の状況もよくわからず、もちろん原因もわからぬ時に、「伊方原発は、ソ連の原発と型が違うので大丈夫である。」と、四国電力と全く同じ見解を述べているのである。

昔から「ただほど高くつくものはない」といわれているが、町や県が監督する立場にありながら、四国電力から税以外の金をとるようなことをしておれば、そのつけは、住民に必ずまわってくるのであり、私たちからみれば、知事や町長あるいは議会のこうした行為は、取扱乱用ではないかと疑うものである。

宅地の販売で不当表示があったり、観光地のお土産物が上げ底になっていたりしてさえ、その筋に咎められるというのに、伊方原発については、危険なものを安全といい、周辺地域がよくなるあてもないのに、よくなる如く宣伝して地元住民を惑わし、そのうえ公私の別なく金品をバラまいて、裁判の判断までも惑わしかねない四国電力の所業は、本件の原告でもあった故川口伊方町長をして、四国電力は企業ではなく、「鬼業」だといわしめた所以でもあるが、こうした金品をおくる四国電力も、うけとる自治体や住民も、社会的に正当性はなく、いくら儲けたとしても、それを経済性があるとはいえないのであって、むしろ犯罪性さえおびえているといわざるを得ないのである。（以下次号）

（1頁から続く）

裁判長 2次報告書も出るのだろう？

国側 いつになるか分らないが、遅くない将来に公表する予定になっている。

住民側 「参考」として原告側に1部しか渡さないというのは、本人訴訟にもどる。

国側 とりあえず1部だけ提出した。

裁判長 増刷も大変だろうし、国側の言分も理解できる。証拠として、なるべく早く出すべきだとは思うが。

住民側 証拠として出すのなら、なぜ始めから各原告に送らなかったのか。

国側 増刷に手間だったから。

住民側 それは違う。はじめ、書面でも証拠でもないと言っていたではないか。

裁判長 こんごは双方の意思疎通をはかるようにしてほしい。それで原告の書面は？

住民側 用意してきたが、その前に緊急に聞きたいことがある。玄海1号炉で最近、ECCSポンプの軸が折れるという大変なことが起っているのに、同型の伊方2号炉では、次の定検まで運転を続けることを通産省が認めたという。その根拠は何かを言ってほしい。

国側 文書で提出してもらったら説明する。

住民側 次の定検は1~2月で間に会わぬ。

裁判長 原告らの気が気でないという気持は分るが、ポンプの点検時期は、本件訴訟の対象である安全性の妥当性の有無と関係ない。

住民側 30キロ内に30万人が生活していることを忘れないでほしい。たとえ裁判外のことでも「安心していい」と説明できるはず。1号炉でも蒸気発生器細管が、また損傷し、米国のサリー原発ではパイプのギロチン破断も起っている。代表としてECCSポンプの軸折れに絞って聞いているのに、事故内容が不明との裁判長の発言にがっかりした。

裁判長 原告のいうことは分るが、裁判のルール以外ではやれない。折中になるが、公判期日外でいいから、なるべく早く国側に請求明書を出してほしい。

住民側 この場で口頭でやれることを文書でやりとりすれば、長い時間がかかることはこれまでにも多くの例がある。

裁判長 裁判所も文書だけでやるつもりはない。口頭弁論という言葉もあるが、その準備として書面を出す、というやり方が長い間に確立してきているので、従ってほしい。